

■ 4条1項11号

不服 2023-006738

<本願商標>

ウォーターリーフィット処方

第3類「せっけん類，化粧品，香料，薫料，歯磨き，化粧用脱脂綿，化粧用綿棒，ネイルアート用ステッカー」

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：「ウォーターフィット処方」（標準文字）

第3類「口臭用消臭剤，動物用防臭剤，せっけん類，歯磨き，化粧品，香料，薫料，つけづめ，つけまつ毛，化粧用コットン，化粧用綿棒」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、「ウォーターリーフィット処方」の文字を横書きしてなるところ、これは一般的な辞書類に掲載されている語ではなく、また、これが「水に似た、水のような」を意味する英語「w a t e r y」（出典：「ランダムハウス英和大辞典 第2版」株式会社小学館）の読みを片仮名で表したといえる「ウォーターリー」、「適合すること。」（出典：「広辞苑 第七版」株式会社岩波書店）などを意味する語「フィット」、及び、「処方」の各語を組み合わせてなるものと理解されるときも、全体として明りよ
うないし具体的な意味合いが生じるとはいいい難いものである。

そうすると、本願商標よりは、その構成文字に相応した「ウォーターリーフィットショ
ホウ」の称呼が生じ、特定の観念は生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「ウォーターフィット処方」の文字を標準文字で表してなるところ、これは一般的な辞書類に掲載されている語ではなく、また、これが「水。」(出典:「広辞苑 第七版」株式会社岩波書店)を意味する語「ウォーター」、「適合すること。」などを意味する語「フィット」、及び、「処方」の各語を組み合わせてなるものと理解されるとしても、全体として明りょうないし具体的な意味合いが生じるとはいいい難いものである。

そうすると、引用商標よりは、その構成文字に相応した「ウォーターフィットショホウ」の称呼が生じ、特定の観念は生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標を比較するに、外観においては、文字の書体と中間の「リ」の文字の有無が相違するものであり、文字列として共通する点が多いものの、相紛らわしいものとはいえないものである。

そして、称呼においては、本願商標から生じる「ウォーターリーフィットショホウ」と引用商標から生じる「ウォーターフィットショホウ」とでは、中間の「リ」の音の有無が相違するものであるところ、当該音は長音を伴うために強調されるように発音されるものであることからすれば、それぞれを一連に称呼するときは語調、語感が異なるものといえ、明確に聴別できるものというのが相当である。

また、観念においては、両商標ともに特定の観念が生じないものであるから、比較することができないものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、外観において相紛れるおそれがないものであって、称呼において明確に聴別できるものであり、観念において比較することができないものであるから、これらを総合して判断すれば、両商標は、相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、両商標の指定商品の類否について判断するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しないものである。

したがって、本願商標が、商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。
よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**ウォーターリーフィット処方**」と引用商標「**ウォーターフィット処方**」は、外観において相紛れるおそれがないものであって、称呼において明確に聴別できるものであり、観念において比較することができないものであるから、これらを総合して判断すれば、両商標は、相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

まず、審決では両商標の外観について、「文字列として共通する点が多いものの、相紛らわしいものとはいえない」とあっさりと言い切っていますが、疑問です。当職は最初にこの審決を読んだ時、一瞬、同一の商標かと思いました。

たしかに、前半の「ウォーターリー」と「ウォーター」だけを比較すれば、判別は容易かもしれません。しかしながら、いずれもこれに「フィット処方」が続くことで、本願商標「ウォーターリーフィット処方」については、ちょうどカタカナ部分の中間にある差異点の「リ」の文字が、埋没して視認される可能性があるように感じます。

また、特定の観念は生じないかもしれませんが、両商標の文字から連想されるイメージのようなものは、共通するとも言えなくはないのではないのでしょうか。

このような点を踏まえ、それこそ「総合して全体的に考察」すれば、両商標は類似と考えられる余地もあるように個人的には思いますが、皆様のお考えはいかがでしょうか。

本件のような、派生語に関連する商標の類否については、近年では非類似と判断される傾向がある印象ですが、歴史的に見れば、ケースバイケースと言えそうです。

たとえば、「**SNOW PEAK**」と「**Snowy Peak**」が類似と判断された審決（無効 2008-890014）があるところ、この審決では、両商標は、外観、称呼、観念ともに相紛れるおそれがあると判断されています。本願商標と引用商標のカタカナ部分を欧文字表記すれば、「**Water y fit**」と「**Water fit**」になると思われますので、事例としては本件にかなり近いと言えるのではないのでしょうか。

一方で、「**WOODY LAND**」と「**ウッドランド**」と「**ウッドランド**」と「**WOODLAND**」は非類似と判断された異議事件（異議 2002-090381）などもあります。

（弁理士 永露 祥生）

< 2023年11月15日 >